

五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月30日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

地域振興課

3. 監査の期間

令和6年11月29日～令和6年12月23日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	地域振興課で備品管理している公印「新潟県五泉市長印村松支所専用」について、「市長印」として管理しているため、公印台帳の登録と使用に整合性がとれていない状況となっている。 専用の承認を得た上で「専用公印」として扱い、五泉市公印規程に基づく適正な管理に努められたい。	地域振興課で備品管理している公印については、速やかに公印台帳記載事項を変更し、副本を備え、専用公印の取り扱いといたしました。 今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
②	日当支給区域に出張しているが、旅費支給の手続きが行われていない。 予算確保の上、出張命令簿の管理及び確認を複数人で行うなど、再発防止に努められたい。	旅費（日当）支給については、直ちに処理を行い、該当者に支給いたしました。今後は、複数人で確認するなど再発防止に努めてまいります。